

志木市 市民農園 ご利用の手引き

(令和3年12月改正)

この利用の手引きは、利用者の皆さんに楽しく野菜作りを行っていただき、気持ちよく市民農園をご利用いただくために作成しています。市民農園を利用する方は、以下に記載されているルールを守り、近隣の方や他の利用者に迷惑をかけないように利用しましょう。

- 1 市民農園は、市が指定する区画を、家庭菜園としてマナーを守って使用してください。
- 2 農具はご自身で準備し、使用することをお願いします。また、使用区画以外には、農具や資材等を置かないようにしてください。
さらに、盗難に備え、農具は都度持ち帰るなど、自己管理の徹底をお願いします。
- 3 市民農園に照明はありません。菜園作業は日の出から日没までに行ってください。
- 4 使用期間は35か月間とし、年度途中の使用の場合は、その農園の残存使用期間とします。
- 5 農園の使用料（利用負担金）は、年度毎に一括前払いで、納期限内に納めてください。
なお、年度途中で使用を辞退した場合や利用承認の取り消しとなった場合は、返金できませんので、ご了承ください。
また、使用料（利用負担金）が納入されない場合や長期間に渡り連絡を取ることができない場合には、使用許可を取り消す場合があります。
- 6 転居する場合や都合により使用を辞退する場合は、必ず事前に産業観光課へ連絡をお願いします。
個人間での農園の貸し借り、利用者同士の区画の交換、第三者への利用はすべて禁止します。
- 7 農園を返還する時は、区画内の作物等を全て撤去し、原状に復して返還してください。
- 8 使用者は、耕作権・借地権等の一切の権利を有しません。
- 9 他の耕作者や近隣住民の迷惑になるような行為は禁止します。
農園内での火気の使用や飲酒、喫煙、ペットの入場を禁止します。
また、除草剤等の農薬の使用はすべて禁止です。

⇒裏面に続きます

- 1 0 区画内や通路等に雑草が生えたら速やかに除去をお願いします。
- 1 1 雑草や野菜くずなどのゴミは、農園内に残置せず必ずお持ち帰りください。
- 1 2 **農園地権者の都合などにより、急遽農園を閉鎖する必要がある場合があります。
その際は、農園の使用を中止することもありますので、あらかじめご了承ください。**
- 1 3 市では、天災や病害虫、野生鳥獣（アライグマ、ハクビシン等）、盗難等による作物への損害などの一切の責任を負えませんので、ご自身で忌避剤を用意する等の対策をお願いします。
- 1 4 立木や菊など根が大きく張るものは隣の区画に影響を及ぼすため植えることを禁止しています。また、果樹などの永年性作物も農園返却時に支障があるため栽培を禁止しています。
- 1 5 市民農園を作物の出荷や店舗で販売する等、営利目的に利用してはいけません。
(自家消費の範囲でご利用ください。)
- 1 6 他の区画の利用者の迷惑となるため、指定された区画以外の場所に作付けしないでください。
- 1 7 設置してある水道は散水専用です。野菜や農機具等を洗わないでください。
- 1 8 **市民農園に駐車場はありません。車での来園(農園利用)は農園近隣の迷惑となりますので、
ご注意ください。(短時間でも不可です。)**
- 1 9 耕作者のいない区画を無断で使用することを禁じます。
無断使用を発見した場合、即日撤去し、市は一切の責任を負いませんのでご注意ください。
- 2 0 自己の都合による区画の移動は原則許可しません。
- 2 1 その他市民農園の使用に際しては、市や農園管理者の指示に従うようお願いします。

※ 市民農園は利用される方の良好なマナーで成り立っています。上記のことが守られない場合には、市民農園の使用を取り消す場合や止むを得ず市民農園を閉鎖することがあります。

問い合わせ先

志木市 市民生活部 産業観光課

電話 048-473-1111